

平成 29 年度 第 2 回理事会次第

日 時：平成 29 年 6 月 18 日（日）10：00～

会 場：ホテルリブマックス 2階会議室
（千葉県美浜区幸町 2-3）

1. 出席者及び資料の確認
2. 開 会
3. 会長挨拶
4. 議 題
 - (1) 会長と三役会からの報告
 - (2) 各委員会報告事項に対する質疑
（事前送付資料によりご確認ください）
 - (3) 議事
 - ① 松戸事業の人員配置について
 - ② 就任理事取下げについて
第 1 回理事会承認、就任 1 名について、役員選出規則第 3 号 3 条 2 項により取下げを承認いただきたい。
 - ③ 千葉県社会福祉士会選挙管理委員会の公募について
平成 29 年 7 月から 30 年 6 月まで委嘱する一般社団法人千葉県社会福祉士会選挙管理委員会委員の公募について、承認いただきたい。
5. 閉 会
 - 次回理事会予定 第 3 回 理 事 会：平成 29 年 7 月 30 日（日）10：00～
 - 場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

【報告事項】

1. 地域集会実施報告及び実施予定

日 時	地 区	世話人	内 容	参加人数
6 月 9 日	市原	床井 祐介	琢心会の地域づくり実践報告	

2. 三団体連絡協議会の開催

日 時：平成 29 年 5 月 21 日(水) 10:00～12:00

場 所：一般社団法人千葉県社会福祉士会 事務所

議事報告

【議題 1】 各会からの報告

M 協会：千葉県医療ソーシャルワーカー協会へ名称変更

P 協会：6 月 11 日に理事会。事務局機能の強化についても質疑が出そう。

確認事項：M 協会の名称変更に伴い、この 3 団体の規約を次回の連絡協議会で再確認と見直し事項について議論をする。会毎で規約について修正、見直し等検討していただき、次回の協議会で議題とします。

【議題 2】 災害発生時の対応について

① 災害発生時に全国社会福祉協議会から発信される、災害情報やボランティア情報を 3 団体で共有する。

② それぞれの災害担当で意見交換を実施する。

まずは、社会福祉士会で行っている災害対策委員会と一緒に参加

【議題 3】 合同研修について

① 合同研修について

○開催日について 11 月 25 日 (土)

千葉で全国大会があるので、時期について、ワーキングチームで再検討してほしい。

○テーマについて。

- ・ ソーシャルワーカーの 1 週間

- ・ LGBT

- ・ ソーシャルアクションにつながるようなものも

- ・ ソーシャルワークの共通部分、理念や魂を熱く語り合う内容もいいのでは。

② 福祉の仕事フェアについて

- ・ 7 月 9 日に「ソーシャルワーカーの 1 週間」で依頼きている。今までは 70 分であったが、120 分枠になった。

- ・ 秋にも依頼が来ていたが、研修もあるため現在のワーキングチームでは対応しきれない。

【議題 4】 その他

- ・ 4 月 20 日の 3 団体で話す、淑徳大学の講義 1 団体 20 分で短かったがよかった。今までは、一方通行であったが、学校との双方向でやりとりができたのが、とても良かった。

- ・ H29 年度は、会費は徴収します。振込口座をメールで案内します。

今までのプール金が 38,000 円ある。H29 年度の分も合わせると 68,000 円になる。

- ・ 研修会も総武病院を会場として無料で借りていた。しかし、駅からアクセスの良いところを選ぶなど、会場などにもお金を使う方向でも良いのではないかな？

- ・ 社会福祉士会には、2,000 万円ある。これを公益事業に使わないといけない。

パートナー、災害が項目としてある。→県とちゃんと話し合いをして、何に支出をするかを確認しなければいけない。

【添付資料】

なし

【報告事項】

1 点と線発行の進捗

第 94 号 7 月 26 日発送予定

	日付(期間)	内容
94号	4月25日(火)	92号広報会議
	5月30日(火)	原稿締切
	5月30日(火) ~ 6月5日(月)	編集落とし込み
	6月6日(火) ~ 6月12日(月)	1次校正
	6月13日(火) ~ 6月19日(月)	2次校正
	6月20日(火) ~ 6月26日(月)	編集作業
	6月27日(火) ~ 6月30日(金)	部長チェック～入稿
	7月4日(火)	同封物原稿〆切
	7月26日(水)	発送作業

2 平成 29 年度発送先

メール配信 448 印刷 2400

①部会員による発送作業

内訳	部数	備考
会員郵送	1000	その他は上記のメール配信
予備	59	

②事務局からの発送

内訳	部数	備考
準会員	4	左記の他 3 名はメール
賛助会員	2	
県内の社会福祉協議会	54	
社会福祉センター内の各団体	22	
点訳 (わかば)	1	
養成校への配布	240	
予備	100	

③委託事業所からの発送 (障害者就労支援事業所 i 工房)

内訳	部数	備考
障害者総合支援法に基づく施設	730	名簿更新 990 事業所のうち同一敷地内のもは一本化
中核地域生活支援センター	13	
地域包括支援センター	175	名簿更新

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1) 平成29年度 基礎研修日程、テキスト代 (送料含む) 7,000 円

①基礎研修Ⅰ 定員 80名 申込受講人数 74名

受講料 5000 円

開催日

平成29年 9月 3日 (土) 集合研修① ホテルリブマックス千葉美浜
平成30年 2月11日 (土) 集合研修② ホテルリブマックス千葉美浜

②基礎研修Ⅱ 定員 40名 申込受講人数 50名

受講料 30,000 円

平成29年度から基礎研修Ⅱ,ⅢDVD活用研修廃止→すべて生講義とする。

開催日

平成29年 5月28日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み
平成29年 6月25日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ (午前のみ) 社会福祉センター
平成29年 7月23日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜
平成29年 8月20日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜
平成29年 9月24日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜
平成29年10月22日: 人材育成系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜
平成29年11月12日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ 社会福祉センター
平成29年11月26日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ (午前のみ) ホテルリブマックス千葉美浜
平成29年12月24日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ
実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター
平成30年 1月28日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜
平成30年 2月25日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター

他県の受講生を受け入れながら実施

③基礎研修Ⅲ 定員20名 申込受講人数 17名

受講料 50,000円

会場および日程は基礎研修Ⅱと同じです。

開催日

平成29年	5月28日	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	6月25日	実践評価・実践研究系科目Ⅰ		
		ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	
平成29年	7月23日	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	8月20日	権利擁護・法学系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	9月24日	地域開発・政策系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	10月22日	地域開発・政策系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	11月12日	サービス管理・経営系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	
平成29年	11月26日	サービス管理・経営系科目Ⅰ		
		(午前のみ)	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成29年	12月24日	サービス管理・経営系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	
平成30年	1月28日	人材育成系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	
平成30年	2月25日	人材育成系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	

他県の受講生を受け入れながら実施

2) 平成29年度 実習指導者研修

開催日：平成29年11月又は12月調整

平成29年7月中に委員会内にて運営会議開催予定

【添付資料】

なし

【報告事項】

活動状況等

1 弁護士との協議会

平成 29 年 5 月 17 日 午後 6 時から 7 時 5 分

場 所 千葉県弁護士会館

参加者 弁護士会 遠藤 鳩貝 他
社会福祉士会 大浦 川上 吉田

概 要

共同事例集について

加除出版担当者説明

対象 社会福祉士 弁護士

内容 事例をもとにした支援の実務

入口支援、出口支援、更生支援計画の作り方 など

スケジュール

29 年 9 月末 第 1 稿

11 月末 脱稿

30 年 4 月 出版

弁護士会、社会福祉士会双方に進捗状況等を説明する。

今後、弁護士との協議会でフォローしていく

2 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）7 月 1 日 2 日（予定）

会場 7 月 1 日（土） きぼーる内千葉ビジネス支援センター13 階会議室 1

7 月 2 日（日） 千葉県弁護士会館

定員 40 人 受講希望者 40 人（キャンセル待ちあり）

実施体制 7 月 1 日（土曜日） 大浦明美、山本誠一、川上鉄夫

7 月 2 日（日曜日） 大浦明美、越後谷恒春、川上鉄夫

【報告事項】

平成 29 年度第 1 回災害対策委員会

日 時：平成 29 年 5 月 10 日（水）19：00～21：30

場 所：千葉県社会福祉士会事務局内

出席者：浅見、鈴木、樽林、常陸谷

- ・第 7 回関東甲信越ブロック災害連携会議の報告について
熊本県では受援者の研修やガイドラインを作成中とのこと
- ・基礎研修について
基礎研修Ⅰへ社会福祉士の災害時支援の基礎知識についての組入れ。
本年度で基礎研修Ⅱ（樽林さんパート）と基礎研修Ⅲ（神山さんパート）へも試験的に実施し、アンケートをもとに来年度以降も経年的に実施をしたい。
- ・平成 30 年度災害対策研修について
平成 29 年 2 月に開催した際はインフルエンザ等で直前での欠席者が出てしまった。冬の開催は雪等で交通の公共機関も不能になることもあるため、夏の開催を予定する。
日 時：平成 30 年 8 月又は 9 月
場 所：社会福祉センター5 階中研修室
内 容：基礎研修に組入れるものと重複しないものを検討中
※千葉県社会福祉協議会の社会福祉基金を活用予定（12 月申請予定）
- ・災害派遣福祉チーム（DWA T）について
千葉県社会福祉協議会からの災害時のメール配信等、千葉県 SW 三団体で改めて共通理解を促して顔の見える関係を築きたい。
多（他）団体での取組は避難所での福祉専門職の受け入れが円滑化し、要援護者の発見、福祉避難所への移送、相談、見守りといった支援がより迅速に行える。また、所属する団体によって福祉避難所の設置もできるため、実現に向けて努めたい。
次回の災害対策委員会では、千葉県社会福祉協議会担当の出席を依頼する（これについては内諾済み）

【報告事項】

①松戸事業についての打ち合わせ

日時：H29 年 5 月 1 日 18 時 30 分～21 時

場所：勤労市民会館（松戸）

参加：小野、小泉、宮本、染野、鈴木、渋谷、竹嶋

【添付資料】

添付-1 ①松戸事業についての打ち合わせ議事録

添付-2 個別支援 5 月報告書

（予定）

②松戸事業についての担当課との打ち合わせ

日時：H29 年 6 月 16 日 16 時～

H29 年 第一回 松戸事業についての打ち合わせ 議事録

日時：H29 年 5 月 1 日 18 時 30 分～21 時

場所：勤労市民会館（松戸）

○支援員より 28 年度の事業報告が以下のように行われた。

28 年度の報告

・平成 28 年 4 月より生活支援課内にて本事業の開始となったが、同意書が必要とのことで、実際には 6 月からのスタートだった。

・各宿泊所の問題点課題等

N ハウス

- ① N ハウスに上野等のホームレスに声をかけて松戸市の生活保護申請をして住まわす。その後は何もしないので、住民票の移動等様々な事務手続き（マイナンバーの発行を含む）をしてから支援をスタートするために多くの時間がかかってしまう（3 ヶ月くらい）。
- ② 携帯やローン未納の債務処理に多くの時間を使う。
- ③ 医療にかかっていない人が多い。（認知症や精神疾患など）
- ④ N ハウスには固定電話がない。直接連絡が取れず、その度に支援員が出向く。
- ⑤ N ハウスには相談室がないために、込み入った話をすると市役所に来てもらうなどしている。市役所へは歩いて来てもらう。
- ⑥ 手持ち金が非常に少ない。そのために、様々な事務費用が払えない。切手代の 80 円が払えない、マイナンバーの顔写真 800 円が払えないなどがある。

SSSM 荘

- ① 基本的な手続きがすでに住んでいる。ここの管理者の人は社会福祉士の会員の人
- ② 住環境が整っており、食事提供もあるために居心地がよく、転居しようというモチベーションが上がらない。
- ③ 本部が長期滞在を推奨しているために現場の移行を進める考えとギャップがある。

共通

- ① アパートを借りるにあたり保証人がいない。保証会社を利用するが、緊急連絡先の指定が必要であるが、いない。その場合には生活支援課を緊急連絡先に指定したいが、職員の個人名、生年月日の記入を求められるが、それができないために困っている。
- ② 本人の自覚のない債務があった場合に保証会社の審査が通らずに時間がかかることがある。

(2) H29 年度の動向

H28 年度は市内外にそれぞれ CW が 1 名ずつ担当しているが、今年度は市内外共に 1 名が対応している。全 103 件中、68 件が市外のケース。

継続者

・市内：SSSM 荘 32 名 N ハウス 11 名

※この中には、転居した人も含まれる。転居後に 3 ヶ月はフォローをする必要があるために数字としては入っている。

・9 名が新規者である。

・市内は 65 歳未満には就労を条件として転居してもらっていたが、市外のケースは高齢者・就労見込みのあるケースを優先して支援していく。

・昔は、支援員の席も 2 課にあり、環境が悪かったが、今は、連携しやすく環境が良い。

実績報告

- ・Nハウスは転居者数 10 名、その内 6 名が支援終了、4 名が継続。
 - ・SSS は 39 名中 8 名が転居者数、2 名が終了、6 名が継続。
- ※終了は転居後 3 ヶ月の訪問を行い、金銭管理・家事・健康管理等ができているの生活状況を確認し、地域との関わりが持てるよう情報提供等を行い、社会資源と連携することで引きこもることなく不安なく安定した生活を送ることができるような状況になった時点で終了としている。

質問/その他

- ・そもそも生活保護を申請する時に、ローンは整理するはずだが（渋沢）。
→ケースワーカーがやるはずだが。今年度市役所と話し合いをする時には、こうした件を話す。
- ・2 年前に厚生労働省から来た通知がある
(無料宿泊や低額宿泊について)
通知内容：金銭管理は原則本人が行う。利用者本人がどうしても希望した場合は、施設でもできるが、その際には根拠となる書面を取り交わす。
→支給日に、全て抜いてから本人に渡している実態がある。こうした事実を把握しておく。
- ・食費を取っているにもかかわらず、カップ麺をアマゾンで大量に買って、それを食べてもらっている。
こうした実態を市役所は知っている。

- ・Nハウスは縮小で今は 6 人しかいない。8 月に撤退？
そのビルの契約もあと 1 年くらいで終わるのでは？

- ・37 歳で、本日携帯電話を購入した男性について。
この方にどんな仕事をしたいか、の質問に「農業」と答えた。希望する仕事についてもらいたいと思っている。しかし、警備や土方の仕事しかない。松戸市で生活保護を受けているので、他のところに行くのもどうか。家と給料を保証しなければいけない。農業のインターンシップも考えたが。元ボクサーであり、ライセンスも持っていた。暴漢に襲われ、応戦したらライセンスを剥奪され、そこから転落。母子家庭、山梨で育った。支援員さんが農家に聞いているが、「生活保護」というだけで断られる。
→福島島の温泉で農業をやっている人がいる。住み込みでやれるところがある。

- ・保証会社の件については、大家さんが良い、というパターンもある。工夫をして行くしかない。

- ・この事業を始めた頃の課長は、Nハウスをなんとかしたい、と始まった。Nハウスがなんとかなった後にどうするのか。
→「報告会」として、問題点等をきちんとやった方が良い。

- ・市外も同意書が必要。支援課の A さんが取りに行っている。
富津、五井などにかく遠いところは、1 回で決めるしかない。
- ・1 度 M 荘に来てもらって、の流れにしたい。
SSS は一括に本部で受けて、「〇〇が空いているか、そこに行つて」と割り振っている。A B 荘は 50 床のうち、我孫子の人は 5 名程度しかいない。

- ・無低から地域移行をするようになったのはいつからか
→SSS ができた頃は、信用がなかった。しかし、信用がついてきていっぱいになってきた。SSS も回転よくしないと、入り口にどんどん人が集まってきてしまう。出そうとしてきたのは 3 年前くらい。
→この事業は画期的。

- ・病院から SSS というパターンがある。これはケースワーカーの怠慢だと思っている。精神疾患で、精神病院だろうという人も出している。SSS は入口がゆるい（薬物は断れるが）。今は、施設の担当が入口で止めている。SSS は施設長によって色が異なる。

- ・千葉県はシェルターが女性サポートセンターだが、全く機能していない。今危険、今やばいみたいにならないと入れてくれない。そうした人を SSS に入れることもある。

・転居後の 3 ヶ月、担当ケースワーカーがつくが、担当による。※ケースワーカーはランク付けで動きが変わる。

・今までに 3 ヶ月の見守りをしていて、問題が起きた人はいないのか

→そうならないように支援している

→3 ヶ月の最初の方は、本当に色々とお手伝いをしないと生活できない。

→こうしたことを市役所は知っているのか

・同意書もらった、会った後に、失踪してしまう人も多い。

こうしたことも伝えておく必要がある。

・この事業に興味を持っている人がいるのか、自分たちが委託している自覚があるのか、また、スタッフがどんどん変わる。言っていないとどんどん排除されてしまう。異動で伝えたことが、伝わらずにそのままになってしまう（電話、キャビネットなど）。

・Nハウスを追い詰めたのは大きい。しかし、市役所はそう思っていない。県の監査が入ったから、との認識。評価されているのか。

→ちゃんとアピールして行く必要あり。

・この事業は、SSS が 3 年、社会福祉士会で 2 年目。この事業はなんの意味づけでやっているのか。市役所は、何の検証もしない。あれば OK となっているのではないか。加えて、生活保護のケースワークを専門職がやるものだと思っていない。また、始めた時の理念はすごいが、それが伝わっていない。

・昨年度は 18 件いったけど、「H29 年度は市外が入るから、こんなに数字が上がらないよね。それなりに数字を上げないとね」と言われている。市外で例えば、千葉に行き帰ってきたら 1 日かかってしまう。そう意味では、「近くなら行っても良いかと思う」。

→特派員が誰でも良いわけではない。

→研修とかで不満はないのか

→専門相談（債務のことなど）が会の中にあると良い。今は知り合いの弁護士に無料相談を受けてもらっている。法テラスも最初は無料だが、その後はお金がかかる。

→ペーパーでまとめてくれれば、私の知り合いに聞いてみようか。

→今すぐ回答が欲しい場合が多い。ペーパーに起こして、それを待っている時間がない。

・会の方針として伝えたい

市外のことが多くなる上で、車が乗れないと厳しい。そう考えると、車に乗れる人を雇うしかない。7 月以降から働いていただく方の募集を始める。

・SSS は茨城を入れると二十数件ある。更に 2 件新しいところが立ち上がる。

・思いつきで、、

特派員がどこまでやるかによるが、委託された特派員がインテークを土日、土日でやったら 2 週間くらいで型がつくのでは？

→しかし、支援員以外の人に関わるのは、嫌がるのでは？

→もう少し軽い業務が良い？例えば携帯電話を買いに行くとか、住民票を取りに行くとか。

具体的な話はまた今度。

・市役所との話し合いを設ける。話は M さんが市にいき、その後の返答は支援員さんが受け取る？

6 月に入って実施する。会長の希望としては、15 時以降か、朝いちが良い。何日か出してもらい、そこから選ぶ。

・市役所側は、課長と SV と担当ケースワーカー、できれば前任者も入ってもらおう。

居住の安定確保支援事業 個別支援 平成29年5月 報告書

NO.	支援者名	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	滞居未済	転居日	継続終了	支援経過
10	S・M	男	65	Nハウス	1	0	0	未		継続	2階フロアをウロウロ独り言を言いがながら歩き回っており、時折大声で怒鳴っている。夜間も同様、当初は養護老人ホームを考えていたが、本人の現状から、SV、CWの助言や相談をし、施設が適切であろうということになり、施設へ申し込みを行った。現在は入所待機中。
11	U・K	男	62	Nハウス	1	0	0	済	4/12	継続	現在就労している会社の紹介で不動産店に本人自ら相談をしてアパートを探した。4/12には転居をした。仕事もほぼ毎日行っており順調。扶助費を越える取入から近い将来には自立をして生活保護廃止になると思われる。
12	A・K	男	62	Nハウス	3	0	0	未		継続	アパートへの転居を希望しているが、金銭管理や火の不始末が心配である。本人も転居の許可も出ないので暫くはここにこのハウスにて過ごすと言っている。様子を伺っていききたい。
14	H・Y	男	80	M荘	0	0	20	未		継続	老人ホームへの入所が決定した。6/5には荷物の搬入、6/6に入所となる予定。
15	G・K	男	76	M荘	0	0	0	未		継続	1/5に施設長より、本人の情報を得る。緊急連絡先と携帯電話が無いため、1月中に施設の支援を受け携帯電話を購入することに本人了承していたが、まだ、購入されず。条件整備が整った段階で、支援員が同行し転居物件を探す予定。
16	Y・T	男	66	M荘	0	0	1	未		継続	10/24の面談で携帯電話を所持していないことが判明。施設の支援を受け購入する手続きをしたが、ガラ携帯の購入審査が通過せず、他種の携帯を購入することに変更。施設の支援を受けて近々購入を予定。条件整備が整った段階で支援員が同行し転居物件を探す予定。
18	O・T	男	68	M荘	0	0	1	未		継続	適宜面談を行う予定。大腸がんのため入院中
20	K・K	男	74	M荘	0	0	1	未		継続	3/15初回面談。4・5月の扶助費の一部をためて携帯電話を購入した。6月に面談をし、本人の意向確認を行う。その後、不動産店で物件探しを行う予定。

支援経過

NO.	支援者名	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	滞居未済	転居日	継続終了	支援経過
23	S・S	男	67	M荘	0	0	0	未		終了	【退寮日】平成29年5月15日。【理由】強制退所。【経緯】5/13、昼間から酩酊状態で廊下に倒れていた。以前より、自室の飲酒行為に対して、警告が出されていた。SSS支部と協議し5/15付けで強制退去となった。本人来課。アルコール依存症の治療に専念したいとのことで入院治療を希望。5/16精神科病院に入院。入院までは松戸荘の配慮で同荘で生活する。
25	I・J	男	57	M荘	0	0	0	未		終了	【退寮日】平成28年9月30日。【理由】失踪。【経緯】9月30日以降部屋に戻っておらず、荷物も残っていないことから、失踪したものと判断。(相続金を取得したらしいと施設長談)
27	O・T	男	63	M荘	8	0	19	未		継続	4/3に携帯電話を購入し、4/24から不動産店で物件探しを開始する。幾度も保証会社の保証審査に通らず。5/24別物件の保証審査を優先に手続きを進めた所、保証審査は通過したが、すでに他者と賃貸借契約が済み借用できなかった。再度、本人の希望に見合った不動産が5/29に見つかり、保証会社の保証委託審査の手続き中である。
30	H・M	男	67	M荘	5	0	5	済	3/23	継続	3/23に転居。居宅生活への不安もなく移行はスムーズに行われた。2部屋あるので寝室と居間の生活空間を分離するよう提案。ゴミ出しの方法に注意が必要。歯が無く、お粥を作るなど食形態に配慮している姿勢が見られ評価するも、早急に、義歯作成を促した。5/26より、消化器系の疾患で総合病院に入院中。
32	S・M	男	49	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定、M荘のスタッフとして施設長の補佐をしている。
33	I・S	男	62	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。再三の就職活動の勧めに対しても拒否的。
34	U・M	男	62	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
35	K・M	男	53	M荘	0	0	0	未		継続	現在は就労活動を優先し、それに伴い必要になる携帯電話はM荘施設長と購入手続きを行い、それらのことが済んだところで居宅へ移行の具体的な話をしている。

NO.	支援者名	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	滞居未済	転居日	継続終了	支援経過
36	N・Y	男	29	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。ジョイントワークを利用しての就職活動中。
37	N・H	男	53	M荘	0	0	0	未		終了	【退寮日】平成28年9月14日。【理由】失踪。【経緯】H28年の6月頃も飲酒を止めることが出来ず、外出時、公園で飲んで酔って帰寮。今後も続くようであれば強制退寮になりかねない。H28.9.14度重なる飲酒から規則違反と判断され退寮。
38	S・K	男	43	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。統合失調症で精神科受診中。
39	S・T	男	34	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。就労中。
40	M・K	男	44	M荘	0	0	0	未		終了	【退寮日】平成29年4月30日。【理由】強制退所。【経緯】平成28年11月頃、仕事帰り泥酔して帰寮。施設側から警告書が出される。平成29年2月頃飲酒で意識喪失、肝数値が上昇救急入院。4月「あすなろ」を退職。5/9、精神科病院を受診。アルコール依存症の治療に専念するため入院治療を希望。同日入院となる。入院までは松戸荘の配慮で同荘で生活する。
42	M・S	男	58	Nハウス	10	0	3	済	3/31	継続	退院後、改めて弁護士に口頭弁論の件と妻の家賃滞納の件等処理しきれない債務があるために、自己破産の件を相談する。しかし体調も悪く退院後の受診では血糖値の高さを指摘される。神経性疼痛のため特に左脚のしびれと痛みを訴え痛み止めは倍量となった。5/31には4日間食事を摂っていないと連絡有り、携帯電話の支払いや食料やお酒の購入などでお金が尽きてしまったとのこと。購入物品の優先順位が不適切でお金の使い方に問題があり。今後は担当CWにも金銭管理の仕方を確認してもらおう。
45	K・K	男	68	市外	2	0	7	未		継続	5/23に八千代荘にて初回面談を行う。本人心身の状態から直ぐに居宅移行は出来ず、面談を重ねて判断する必要性もあり一旦M荘に移ることを提案し本人も納得したが、翌日になり本人より撤回したいとの連絡があり、白内障の手術を控えてもいるようなので暫く様子を見ることにした。

NO.	支援者名	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	済未	転居日	継続終了	支援経過
46	Y・M	男	51	市外	8	0	7	済	5/31	継続	5/11に精神科に同行受診し主治医からもアパートへの転居について了解を頂き同日にアパートを探しに行く。本人の条件に合ったところが見つかり手続きも円滑に済み5/31にアパートに引っ越した。落ち着いたら短い時間でも良いのでアルバイトを見つけている。
47	S・K	男	66	市外	0	0	1	未		継続	歩行などに問題はなし。来所してもらい初回面談を行いたい。
48	S・A	男	47	市外	0	0	1	未		継続	覚せい剤、アルコールの依存症あり。よってアパートへの転居支援は保留。
51	K・I	男	71	M荘	1	0	0	済	2/27	終了	4月に入り特定健診を受け結果は良好。4/19には高齢者いきいき安心センターにも訪問してもらい介護予防教室にも参加してみることになった。数々来る書類等が長く分らないとのことなので、一度一緒に確認する機会を作る予定。
52	Y・H	男	79	M荘	0	0	0	未		継続	介護認定の結果は介護1であった。今後について本人の意向を確認するが、本人は自由に生活したいと言う思いもあり、喫煙の習慣を無くすことも難しいようなので施設入所は少し様子を見ることにした。
53	K・S	男	65	Nハウス	9	0	7	済	5/25	継続	何件かアパートを内見し5/9に行ったところが気に入りに契約に至る。5/25には自ら自転車で7往復もして引っ越しをした。心身共に健康であるので1人の時間を持て余すの良くないと本人自身が思っており、今後落ち着いたら簡単でも良いのでアルバイトを希望している。
54	N・K	男	52	Nハウス	3	0	0	済	3/1	終了	介護の仕事も順調で収入も生活も安定している。収入の総額が最低生活費を越えたので5/1付で自立できたという判断で生活保護廃止となり居宅移行支援も終了となる。
57	K・M	男	61	M荘	1	0	0	済	2/28	継続	2/28転居。以前、賃貸借住宅を利用しており、アパート生活は慣れた様子である。体調に合わせた食事作りをしている。居宅生活への適応が早く、近隣住民との交流もあり。4/11の定期受診で癌再発の疑いが出、5月に血液検査、6月にCT検査を行い、その結果を待ち治療方針が決る。

NO.	支援者名	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	済未	転居日	継続終了	支援経過
59	H・T	男	66	M荘	0	0	0	未		終了	【退寮日】平成29年4月5日。【理由】失踪。【経緯】H29.3.頃、65歳到達時に年金受給の裁定請求をしておらず、請求すれば遡及して支給されることが判明。初回受給日は4/14の予定。遡及支給に伴い発生する扶助費支払い金は第63条により返還対象となる旨本人に伝えられた。H29.4.3.部屋の荷物なく、帰寮せず。
60	E・Y	男	52	M荘	0	0	0	済	4/14	継続	4/14転居。日常生活について、自炊もでき生活上での支障はない。門限の制限がなくなり、就労時間帯の拡大が図られ、本人の増収につながるものと考え。勤務態度も良く就労しているので静観する。
62	Y・K	男	37	Nハウス	7	0	0	未		継続	5月の扶助費で携帯電話を購入した。銀行の通帳やキャッシュカード等も紛失届を出して再発行手続きも本人が行い。手元に届くのを待っている。就労についてはハローワークへ本人自ら行くことを予定している。
64	S・K	男	58	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
65	Y・K	男	66	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
66	N・N	男	41	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
67	N・M	男	72	Nハウス	8	0	5	未		継続	養護老人ホームの見学も行い高齢者支援課の担当職員との面談も5/30に行った。今後は健康診断を受け入所に必要な書類、資料を整えていく。
68	I・H	男	44	Nハウス	4	0	3	未		継続	5/22にマイナンバーが交付され受け取る。今後は就労活動を進めて行くこととなる。
69	T・M	男	42	M荘	0	0	0	未		終了	【退所日】平成29年4月13日。【理由】就労自立。【経緯】H29.2.13.生保開始、SSSに入所。4/13就労開始に伴い、社宅に入寮。

NO.	支援者名	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	滞居未済	転居日	継続終了	支援経過
70	F・T	男	78	G寮	0	0	1	未		継続	4/27に初回面談をG寮で行う。本人はアパートへの転居が安易に出来ると期待していたようだが、高齢であることや今まで収監されていた年月も長く1人暮らしの経験がないこと身内との交流もないこと等課題は多い。施設入所も提案したが、自由になるお金が少ないことが本人としては納得できないようだ。既に住民票の移動は出来ているのでまずはマイナンバーカードの申請を行い暫く様子を伺うことにする。
71	K・A	男	54	G寮	9	0	10	済	5/15	終了	既に毎日仕事しており、収入も安定して入ってくることを想定して転居を前提に5/1に初回面談を行い、アパートも見つける。5/15には引越越しを済ませた。収入が最低生活費を越えたので5/16付で自立で来たという判断で生活保護廃止となり、居宅移行支援も終了となる。
72	I・M	男	66	市外	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
73	A・N	男	77	G寮	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
74	O・M	男	71	市外	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
75	F・S	男	71	市外	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
76	O・M	男	51	市外	0	0	1	未		継続	金銭管理が出来ず、その課題がクリアにならないと居宅移行は進めることが出来ず保留とする。
77	W・K	男	67	市外	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
78	M・Y	男	58	市外	0	0	1	未		継続	4/26に心疾患のために野田市の総合病院に入院し4/27に手術も行った。経過を見ながら暫く居宅移行は保留とする。
79	S・T	男	43	Nハウス	1	0	1	未		継続	5/26に担当CWと共に初回面談を予定していたが約束の時間になっても来ず、その後の連絡もなし。担当CWが今後の予定を再調整する。

NO.	支援者名	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	未済転居	転居日	継続終了	支援経過
80	K・A	男	46	Nハウス	1	0	1	未		継続	5/26に担当CWと共に初回面談を予定していたが約束の時間になっても来ず、その後の連絡もなし。担当CWが今後の予定を再調整する。
81	Y・H	男	58	市外	4	0	3	未		継続	5/26に本人と初めて今後について電話で話をする。短時間であるが就労はしており継続している。アパートへの転居を希望しているが過去に2回家賃滞納で強制退去になっているので、アパート探しは難であり本人も自覚し理解している。6/12には来所してもらい面談を行う予定。
82	F・A	男	68	市外	1	0	0	未		継続	5/24に本人と初めて今後について電話で話をする。本人はアパートへの転居希望。マイナンバー・携帯・銀行口座が揃っている。緊急連絡先となる実娘もいる。10年前前に脳出血と心筋梗塞を併発し現在2つの松戸市内の病院に定期受診中。今後も継続してかかることを考慮してアパートを選みたい。6/16に来所してもらい初回面談し不動産店も尋ねる予定。
83	F・Y	男	76	市外	0	0	1	未		継続	5/22に大腸がん入院。経過を見ながら暫く居宅移行は保留とする。
合計					87	0	100				

【添付資料】

理事会資料別紙 1-H29 選挙管理委員公募
理事会資料別紙 2-規程 1 号役員選出細則

【報告事項】

- 1 松戸事業の人員配置について
- 2 就任理事取消 1 名について報告
- 3 千葉県社会福祉士会選挙管理委員会の公募について

【理事会決議・承認依頼事項】

- 1 第 1 回理事会承認、就任 1 名について、役員選出規則第 3 号 3 条 2 項により取下げを、承認いただきたい
- 2 千葉県社会福祉士会選挙管理委員会の公募について
平成 29 年 7 月から 30 年 6 月まで委嘱する一般社団法人千葉県社会福祉士会選挙管理委員会委員の公募について、承認いただきたい

選挙管理委員を公募します

平成 30 年 3 月に行われる予定の平成 29 年度一般社団法人千葉県社会福祉士会第 1 回臨時総会に併せ、次年度から 2 年間の新理事候補者を選出するための予備選挙および代議員選挙が行われます。

これに向け、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則第 6 条および第 7 条に基づき、選挙を執行する選挙管理委員を本会正会員の中から公募いたします。

応募いただける方は、裏面応募用紙に必要な事項を記入の上、郵送、FAX、E-mail のいずれかの方法により 6 月 19 日（月）から 7 月 21 日（金）までに事務局へご提出ください。応募用紙は本会 web サイトからもダウンロードできます。また、郵送の場合は簡易書留等、配達確認可能な方法をお勧めします。

なお、本会の一般社団法人移行に合わせ、選挙管理委員会は常設委員会となり、委員の任期は 2 年間となります。その点をご了承の上ご応募くださるようお願い申し上げます。

<参考 1：役員選挙に向けた主な日程（予定）>

- 平成 29 年 7 月 選挙管理委員委嘱、選挙準備開始
- 10 月 役員及び代議員選挙公示・立候補受付開始
- 11 月 立候補者被選挙資格確認、候補者確定
(定数未達の場合は 12 月に再募集)
- 平成 30 年 1 月 役員および代議員立候補者名簿公表・郵便投票開始
- 3 月 役員候補者及び代議員選出予備選挙（臨時総会当日）
- 5 月 新役員選任（通常総会当日）

<参考 2：役員選出規則及び細則（別紙抜粋）>

一般社団法人千葉県社会福祉士会 選挙管理委員応募用紙

一般社団法人千葉県社会福祉士会
会長 渋谷 茂 宛

私は平成29年度に実施される一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選挙における選挙管理委員に応募するので、下記の通り届け出ます。

平成 年 月 日

氏名 _____
(署名または記名捺印)

フリガナ 氏名		会員番号	
住所	(郵便番号)		
応募動機			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

<届出・お問い合わせ先>

一般社団法人千葉県社会福祉士会事務局

郵便番号 260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第5ビル3階

TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867

E-mail:office@cschwchiba.com

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則

規程第1号
平成24年10月28日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（規則第3号、以下「規則」という。）第4条、第7条および第11条の規定に基づき、役員候補者の選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員候補者を選出する選挙は、役員選任の決議を行う定時総会の属する年度の予算に関する決議を行う臨時総会に併せて実施する。

2 理事会は、前項の選挙実施について、会員へ公告しなければならない。

(選挙管理委員の公募)

第3条 理事会は、規則第6条に規定する選挙管理委員会を設置するため、本会正会員から選挙管理委員を公募しなければならない。

(選挙管理委員の応募方法)

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクス又は電子メールにて提出しなければならない。

2 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員会の編成)

第5条 選挙管理委員は、規則第6条第2項および第7条の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて会長が実施する。

3 会長は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。

(会員理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、規則第6条第4項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期

- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(立候補正会員の資格要件)

第 9 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第 7 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(推薦者の要件)

第 10 条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第 7 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(立候補受付期間)

第 11 条 選挙管理委員会は、規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、20 日以上 30 日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。

(立候補届様式)

第 12 条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式 1」で届け出なければならない。

- 2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第 13 条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式 2」で届け出なければならない。

- 2 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。
- 3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第 14 条 立候補者は、第 13 条の立候補届を提出するときは、1 人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(親族等の届出)

第 15 条 前条の規定にかかわらず、他の候補者のいずれか 1 人及びその 3 親等内の親族その他特殊の関係（事実上の婚姻関係を含む）がある立候補者は、その旨を書面により選挙管理委員に届け出なければならない。なお、立候補後にその事実を知った際も同様とする。

(立候補者の名簿公表)

第 16 条 選挙管理委員会は、規則第 8 条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

- (1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 会員番号
- (4) 勤務先名称
- (5) 在住市区町村
- (6) 推薦者氏名

2 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第 17 条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第 18 条 規則第 4 条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名を列記した用紙に、立候補者 1 人に○印を付して投票する。
- (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。
- (3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。
- (4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

2 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。

(理事の変更登記)

第 19 条 会長は、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行わなければならない。

(改廃)

第 20 条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

(様式1)

一般社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき
会員理事に立候補しますので、1名の推薦書を添えて届け出ます。

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

(ふりがな) 氏名		生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県		市・区・町・村		
勤務先名					
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)					
立候補理由・抱負					
推薦者氏名(会員番号)	(会員番号)				

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式 2)

一般社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、会員理事の立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏 名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を受け取り捺印し、必ず立候補届に添付して届け出てください。

立候補者確認印

選管收受印

【報告事項】

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 平成 29 年 4 月 23 日～6 月 18 日

【活動報告】

○5 月 1 日(月)松戸事業打合せ

9 日(火)3 役会

14 日(日)理事会

19 日(金)こども食堂ネットワーク打合せ参加

21 日(日)3 団体協議会

27 日(土)企画打合せ(子ども貧困ネットワークあすのば)

○6 月 1 日(木)千葉県社会福祉協議会理事会出席

8 日(木)事務職員面接

13 日(火)松戸事業打合せ

15 日(木)3 役会

17 日(土)日本社会福祉士会総会

18 日(日)千葉県社会福祉士会理事会

千葉県社会福祉士会総会

◇各種委員会等

【講師派遣】

○平成 29 年 6 月 29 日 千葉県社会福祉協議会 平成 29 年度「福祉のしごと就職ガイダンス」

相談員 西沢 将行氏

○平成 29 年 7 月 9 日 千葉県社会福祉協議会 平成 29 年度第 1 回「福祉のしごと就職フェア・in ちば」

相談員 山本 誠一氏、小倉 亜津子氏

【後援・協賛】

○平成 29 年 6 月 4 日 千葉県認知症ケア専門士会主催「地域包括ケアシステムにおける認知症
ケア専門士の役割」に対する「千葉県」の講演名義使用の依頼について

○平成 29 年 7 月 2 日 公益財団法人あすのば主催

「子どもの貧困対策 全国 47 都道府県キャラバン in 千葉」

◇その他の活動

【その他】

○平成 29 年 7 月 28 日 千葉県在宅サービス事業者協議会「平成 29 年度総会に伴う懇親会」

相澤 雅則副会長(代理出席予定)

**** 会員情報 ****

5 月 31 日現在 正会員:1,449 名 (新入会: 32 名、転入:2 名、転出:2 名、退会:1 名、資格喪失:0 名)